

## 12 月 1 日は「いのちの日」



### はじめに

2001 年（平成 13 年）に厚生労働省は、自殺予防活動の一環として、12 月 1 日を「いのちの日」に制定しました。精神的危機に追い込まれ、誰にも相談できずに 1 人で悩んでいる方々のため、この日から 1 週間（12 月 1 日 0:00AM～12 月 7 日 24:00PM 迄）、無料の相談電話「いのちの電話」が設けられます。この期間は、全国一律の番号で 24 時間対応し、全国の通話可能ないのちの電話に転送されます。通年、いのちの電話は、各地のセンターがボランティアと寄付金により運営していますが、この期間は、日本いのちの電話連盟が厚生労働省の補助を受けて実施します。なお、いのちの電話は、この期間に限らず各都道府県において 365 日対応しています。

詳しくは、社団法人日本いのちの電話連盟へ <http://www.find-j.jp/zenkoku.html>

### 危険ドラッグについて

前回までのクスリ・サプリメントに続き、今回は、危険ドラッグについて説明します。昨今、危険ドラッグを吸引後に命を落としてしまう人や、自分の命だけではなく、吸引後の自動車運転で暴走した結果、他人の命を奪ってしまうという、痛ましい事故が後を絶ちません。こんな恐ろしい作用をもつ危険ドラッグとは、どのようなものなのでしょうか？

危険ドラッグは、繁華街等にあるヘッドショップと呼ばれる店舗やインターネット上の販売サイトなどで、ハーブやアロマオイル、バスソルトなどの形をした、一見、人体に無害な製品を装い“脱法ハーブ”、または“合法ハーブ”と称して販売されています。昨今の連続事件により、大きく取り上げられた事から、厚生労働省が呼称を一般公募した結果、平成 26 年 7 月より「危険ドラッグ」に統一されました。

### 1. 危険ドラッグの害

危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤に良く似た合成薬物を、植物片に混ぜたもの、液体にしたもの、粉末にしたものがあります。商品の名称・種類も様々にあり、これらを吸ったり、飲んだりする事で、意識障害・嘔吐・呼吸困難などを起こします。時に重態に陥り、死に至る事もあります。



さらに厄介な事に、危険ドラッグによる幻覚・幻聴・興奮は、自身のみならず、他人へ被害を及ぼします。暴力を振るう、自動車暴走運転で、ひき逃げや死亡事故などの重大な犯罪を引き起こしてしまいます。



#### ① 危険ドラッグの依存性

中毒性のある危険ドラッグは、心身の健康を大きく損ないます。加えて、何度でも繰り返して使いたくなる**依存性**の問題もあります。そのため“一回なら大丈夫”と思っても、自分の意思ではやめられなくなる怖さがあるのです。安易な使用に陥るのは、危険ドラッグが“気持ち良くなる・格好いい・痩せられる”など、魅力的なイメージを謳って販売されているからでしょう。実態は全然違います。依存症を起こし、必ず健康を害してしまいます。

## ② 使用し続けるリスク

過去、危険ドラッグ（旧脱法ドラッグ）は、麻薬、および覚醒剤の化学構造を少し変える事で“麻薬や覚醒剤ではない”とされてきました。これが脱法という呼称の理由です。実は、麻薬や覚醒剤と同様の作用をもたらす非常に危険な成分が含まれている事が判明しました。さらに、化学構造を変えて、麻薬や覚醒剤以上に危険な製品も出回っているのです。危険ドラッグの継続使用は、大変危険なのです。

## 2. 指定薬物について

我が国では、使用すると幻覚や興奮などの作用を引き起こし、健康被害が発生する恐れのある物質について、薬事法\*により指定薬物として、輸入・製造・販売等が規制されています。しかし、市場では、指定薬物に指定されない物質が多く出回っていて、法規制が後手に回っている状態です。したがって、危険ドラッグによる深刻な事件・事故が多発している昨今、指定薬物の範囲は拡大されました。

※薬事法とは、医薬品、医薬部外品、化粧品、および医療機器に関する運用等を定めた法律である。昭和 35 年 8 月制定されて以来この名称であったが、平成 26 年 6 月 12 日より、正しくは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法）」と改められた。

### ① 指定薬物数の推移

- 平成 25 年 1 月以前は、規制対象となる薬物は約 90 物質
- 平成 25 年 2 月に約 760 物質が追加
- 平成 25 年 12 月に約 470 物質が追加
- 平成 26 年 7 月現在の指定薬物数：総計 1379 物質

さらに、薬事法も改正されました。平成 26 年 4 月 1 日から指定薬物の輸入・製造・販売の規制に加えて、所持・使用・購入・譲渡についても禁止されることになりました。違反した場合、3 年以下の懲役、または 300 万円以下の罰金、あるいは、この両方が科せられます。過去、指定薬物は、主に販売者側に対する規制だけでしたが、現在は、利用者に対しても取り締まりが行なわれています。

しかし、現状は、指定薬物の範囲が拡大されても、さらに規制外の物質（未承認薬物）

が市場に出回るといふ“いたちごっこ”が繰り返されています。これは、指定薬物と認定されるのに日数が掛かる為です。

指定薬物、および製品例などの詳細は、以下のサイトを参照ください(危険ドラッグ)。  
厚生労働省 HP の薬物乱用防止に関する情報ページより

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iyakuhin/yakubutu\\_ranyou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutu_ranyou/)

## ② 自治体の動き

先述の“いたちごっこ”を阻止する為に、各地の自治体では、短期間で指定可能な「知事指定薬物」「知事監視製品」を定めた条例を制定、あるいは改正して、対応を開始しています。既に鳥取県では、10 月 14 日に条例が可決され 11 月より施行の予定です。

## ③ ネット対策

ネット上での売買横行を防ぐ目的で、インターネット上の違法・有害情報の通報を受け付ける民間団体「インターネット・ホットラインセンター」(IHC：東京)が設立されました。危険ドラッグの販売広告を見つけた場合、サイト管理者やプロバイダー（接続業者）に削除を要請すると同時に、警察庁や厚生労働省に通報します（平成 26 年 10 月 23 日開始）。対象となる広告は、危険ドラッグとして扱われる薬事法上の指定薬物のほか、未承認の薬物になります。

## おわりに

危険ドラッグに関して、一番怖いのは、気付かずに使ってしまう事です。インターネットにより、何でも簡単に手に入る時代です。購入に当たっては、情報を上手く利用し、正しい判断を身に付ける事が重要です。

